

資源物等の持ち去り対策に関する調査報告書

調査対象：中核市46市（東大阪市除く。）

回答数：中核市46市中、45市

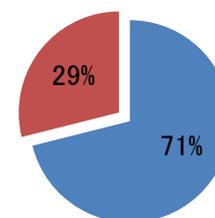
回答率：98%

アンケート期間：平成28年12月7日から12月20日

平成29年5月22日

1. 持ち去り条例等の規定

回答市数	45
規定している	32
規定していない	13



回答があった71%の市が条例等で持ち去りを規制している。

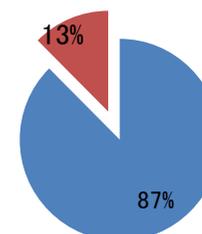
2. 持ち去り規制対象品目

条例等で規定している市数	32
あきかん	27
あきびん	13
古紙	25
不燃ごみ	10
粗大ごみ	5
ペットボトル	16
プラスチック製容器包装	7
集団回収品目	2
その他 ・集積所に処された一般廃棄物 ・自転車 ・金属類 ・小型電子機器等	25

あきかんや古紙などが規制対象品目として指定されている。

3. 持ち去りの罰則規定の有無

条例等で規定している市数	32
有り	28
無し	4



条例等で規定している87%の市が罰則を規定している。

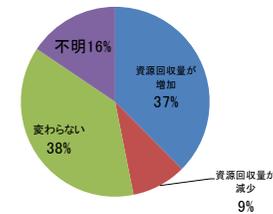
4. 罰則の規定内容

罰則規定がある市数	28
罰金	22
過料	3
公表	6
禁止・中止命令	14

持ち去り行為をした場合に罰金刑を適用できることが多い。

5. 持ち去り条例施行後の効果

条例等規定市数	32
資源回収量が増加	12
資源回収量が減少	3
変わらない	12
不明	5



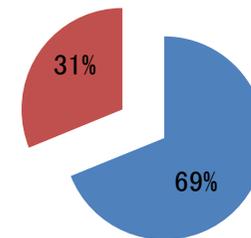
条例等で規定している37%が資源の回収量が増加したと回答

5-1. 資源回収量が増加した市の罰則内容(内訳)

自治体名	罰則内容
A市	過料、禁止・中止命令
B市	罰金
C市	罰金
D市	罰金、公表
E市	罰金、禁止・中止命令
F市	罰金、禁止・中止命令
G市	公表
H市	過料、禁止・中止命令
I市	罰金、禁止・中止命令
J市	罰金、禁止・中止命令
K市	罰金
L市	罰金

6. 持ち去りパトロールの実施の有無

回答市	45
有り	31
無し	14



回答があった69%の市が持ち去りパトロールを実施しており、条例等で規定している市がほぼ実施している。

6-1. 持ち去りパトロール実施体制

持ち去りパトロール実施市	31
市で対応	25
市と民間業者で対応	1
委託業者で対応	3
警察OBで対応	8
その他 ・警察で対応 ・有価物回収協会で対応	2

ほとんどが市で対応している。

6-2. 持ち去りパトロール時間帯

持ち去りパトロール実施市	31
平日の早朝	28
平日の日中	11
平日の夜間	3
土日祝の早朝	2
土日祝の夜間	1

平日の早朝に実施している市が多い。

6-3. 持ち去りパトロール実施頻度

持ち去りパトロール実施市	31
定期的を実施	14
不定期に実施	9
苦情時に実施	11

6-4. 持ち去り行為(1回目)の対応

持ち去りパトロール実施市	31
口頭指導	26
文書指導	8
行為者の氏名・住所等確認	19
持ち去った資源を市に返却	17
その他 ・使用車両のナンバー確認 ・持ち去り禁止のチラシを配布 ・110番通報	12